

特定技能外国人受入れ制度における適正な労働条件及び安全衛生の確保・促進等に向けた法務省入国管理局と厚生労働省労働基準局との間の情報連携に関する確認書

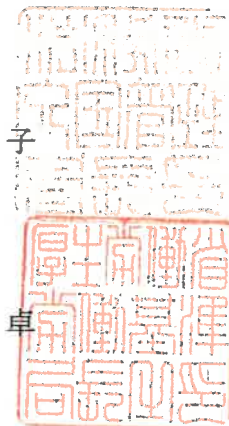
法務省管 第1802号  
基 発 0315 第 12号  
平成31年3月15日

法務省入国管理局長

佐々木 聖子

厚生労働省労働基準局長

坂口



出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の施行に当たり，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）を所管する法務省入国管理局と労働基準関係法令等を所管する厚生労働省労働基準局（以下「厚生労働省」という。）との間で，下記のとおり，特定技能外国人受入れ制度における適正な労働条件及び安全衛生の確保・促進等並びに外国人の出入国及び在留の公正な管理・運用を図るため，必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

## 記

### 1 出入国在留管理庁が行う措置

#### (1) 基本方針

平成31年4月1日付けで設置される出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局は，厚生労働省及び都道府県労働局に対し，保有する情報のうち，特定技能外国人受入れ制度における適正な労働条件及び安全衛生の確保・促進等に関して必要な情報を提供するものとする。

#### (2) 提供する情報及び方法

厚生労働省及び都道府県労働局に提供する情報及び方法は，原則として次のとおりとする。

ア 出入国在留管理庁は，  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
CSV形式等エクセル，

アクセス等の表計算，データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により，厚生労働省に対し，提供するものとする。

イ 地方出入国在留管理局は，労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案を把握した場合には，様式1により，都道府県労働局に対し，当該特定技能所属機関に係る情報を通報するものとする。

ウ 後記2（2）アのとおり，都道府県労働局から通報を受けた場合は，地方出入国在留管理局は，速やかに実態調査等を行った上，特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号の規定に基づき「欠格事由」の認定等の措置を講じた場合には，様式2により，都道府県労働局に対し，情報を回報するものとする。

エ

オ

### (3) 情報提供の条件

厚生労働省及び都道府県労働局は，提供を受けた情報について，特定技能外国人受入れ制度における適正な労働条件及び安全衛生の確保・促進等のみを目的として利用し，その他の目的で利用することや，他者に提供することは行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。

## 2 厚生労働省が行う措置

### (1) 基本方針

厚生労働省及び都道府県労働局は，出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局に対し，保有する情報のうち，外国人の出入国及び在留の公正な管理・運用に關して必要な情報を提供するものとする。

### (2) 提供する情報及び方法

出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局に提供する情報及び方法は，原則として次のとおりとする。

ア 都道府県労働局は，特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の情報を把握した場合には，様式5により，地方出入国在留管理局に対し，当該特定技能所属機関に係る情報を通報するものとする。

イ 前記1（2）イのとおり，地方出入国在留管理局から通報を受けた場合は，都道府県労働局は，所要の措置を講じた上，様式6により，地方出入国在留管理局に対し，情報を回報するものとする。

### (3) 情報提供の条件

出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局は，提供を受けた情報について，外国人の出入国及び在留の公正な管理・運用のみを目的として利用し，その他の目的

で利用することや、他者に提供することは行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。

3 その他

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理庁次長と厚生労働省労働基準局長が、その都度協議の上、決定するものとする。

4 適用

本確認書の適用の開始日は、平成31年4月1日とする。



●出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供する情報項目詳細

項番 情報項目	①	②	③	④	⑤	⑥
	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]



番 号  
元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長 殿

〇〇出入国在留管理局（支局）長

下記の事業場において、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められたことから、通報する。

事業場	名 称 〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇〇 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇 労働保険番号 〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇
特定技能外国人	〇〇（国籍）人 〇〇名（うち、男〇〇名、女〇〇名） 〇〇（国籍）人 〇〇名（うち、男〇〇名、女〇〇名）
事案の概要	1 労働基準関係法令違反の疑い [Redacted text block] 2 当局の措置
備 考	登録支援機関は〇〇〇〇 担当 〇〇出入国在留管理局〇〇部門 入国審査官 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



番 号  
元号〇〇年〇〇月〇〇日

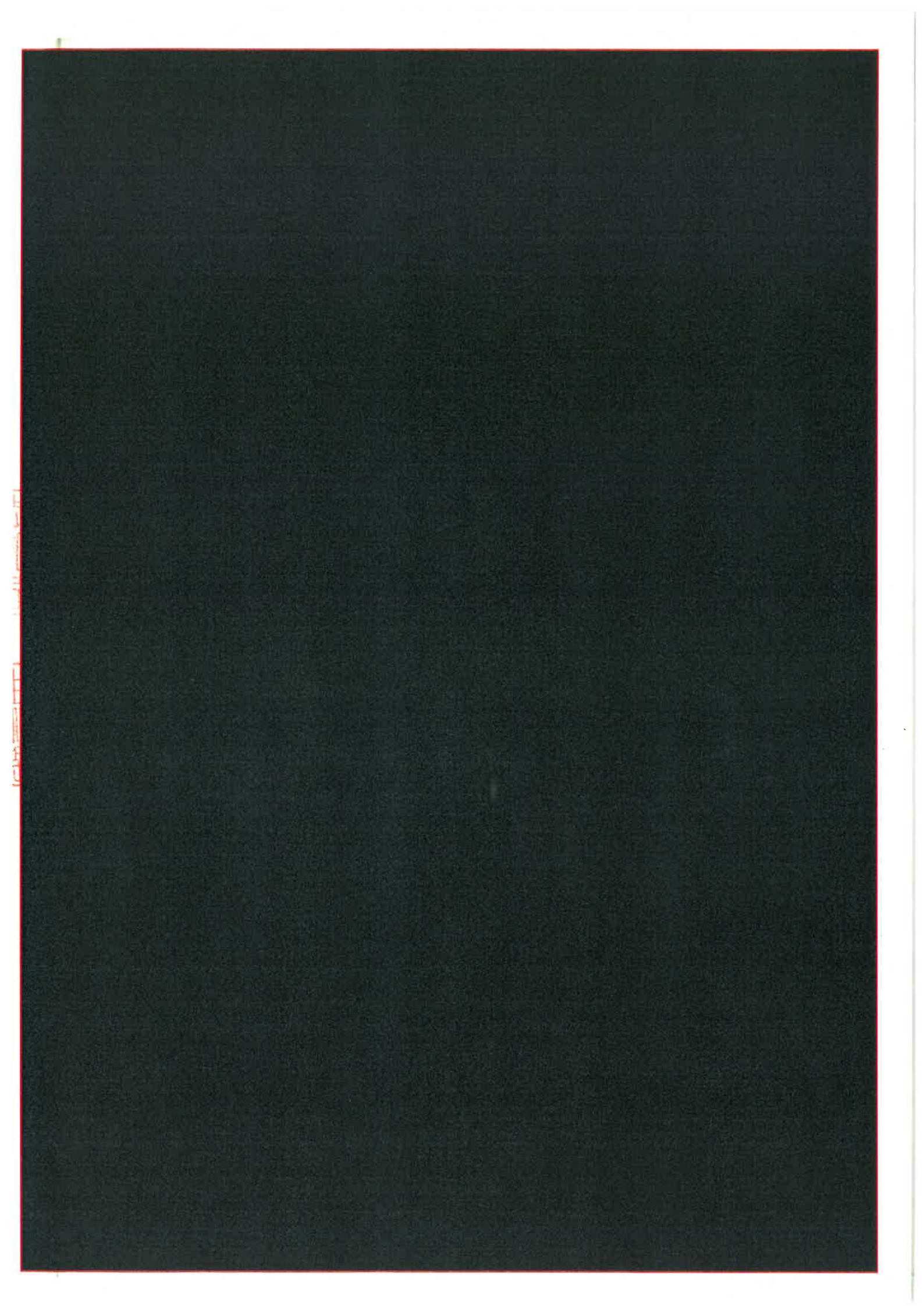
〇〇労働局長 殿

〇〇出入国在留管理局（支局）長

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け（番号）により通報のあった件について、下記のとおり措置したことから、回報する。

事業場	名 称 〇〇〇〇 所 在 地 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇〇 電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇 労働保険番号 〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇
措置内容	1 事業場（特定技能所属機関）に対する措置 (例1) [Redacted] [Redacted] [Redacted] (例2) [Redacted] [Redacted] [Redacted] 2 特定技能外国人に対する措置 (例1) [Redacted] [Redacted] [Redacted] (例2) [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]
備 考	担当 〇〇出入国在留管理局〇〇部門 入国審査官 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇









番 号  
元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 出入国在留管理局（支局）長 殿

〇 〇 労働局長

下記の事業場において、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められたことから、通報する。

事業場	名称 所在地 電話	〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
事案の概要	違反条項等	
	違反の概要	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>
備考	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>	




番 号  
元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 出入国在留管理局（支局）長 殿

〇 〇 労働局長

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け（番号）により通報のあった件について、下記のとおり措置したことから、回報する。

事業場	名称 所在地 電話番号	〇〇〇〇 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇-〇〇 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
事案の概要	通報事案に係る違反の有無等	(違反条項を記載する。)
	違反の概要	
備考	